

特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会  
認定ファンドレイザー検定試験委員会要項

(目的)

第1条 認定ファンドレイザー検定システムの円滑な運営のために「認定ファンドレイザー検定試験委員会」を設置する

(役割)

第2条 委員会は以下の役割をになう。

- (1) 試験問題の作成
- (2) 合否の基準作り
- (3) 合格者の採点・判定
- (4) 試験問題や合否に関する問い合わせへの回答
- (5) その他、代表理事から委任された事項

(委員の任命および委員数)

第3条 委員は、理事会の決議を経て代表理事が任命する。

- 2 委員数は、6名以上10名以内とする。

(任期)

第4条 任命されたその日から直近の1月31日までとする。但し再任は妨げない。

- 2 委員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(開催)

第5条 委員会は、代表理事が必要に応じて招集する。

(報告)

第6条 委員会は、委員会で検討された結果を理事会に報告する。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、試験問題にかかわる情報や、受験者の情報など、試験の運営上知りえた情報について他言してはならない。守秘義務については委員退任後も同様の義務を負う。

(解任)

第8条 委員が職務の遂行に耐えないと認められるとき、職務上の義務違反があったときには、代表理事が解任することができる。

(委員名の公表)

第9条 委員名は、公表する。

(要項の変更)

第10条 この要項を変更するときは、理事会において理事総数の過半数の議決を経なければならない。

付則 この要項は、2013年4月1日から施行する。